

**幕別町議会**  
**新型コロナウイルス感染症対応指針**

**令和2年5月**  
**幕別町議会**

## 1 基本事項

本町議会では、政府が2月26日に要請したスポーツ・文化イベントの開催中止・延期、2月28日北海道知事による北海道独自の「新型コロナウイルス緊急事態宣言」により、「令和2年第1回定例会における新型コロナウイルス感染症の拡大に対する議会の対応について（令和2年3月3日）」を定め対応してきたが、国内における感染者は増加の一途をたどり国内で16,000人（令和2年5月15日現在）を超える感染が確認され、終息の見えない状況にある。

「幕別町新型インフルエンザ等対策業務継続計画」、「幕別町新型コロナウイルス感染症対策本部」及び「幕別町議会災害時等対応指針（平成30年3月16日）」を活用しつつも、国・道の状況並びに感染者の発生状況に対応し、新型コロナウイルス感染症に特化した対応指針を暫定的に定めるものである。

## 2 対応指針の基本的な考え方

この指針は、新型コロナウイルス感染症に議員及び議会事務局職員が感染等した場合において、議会機能を継続していくため、議会としての対応を定めるものであり、業務の継続等組織運営に関する事項については、幕別町新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「町対策本部」という。）と連携して実施する。

## 3 議会の対応

- (1) 議会事務局長が、町対策本部会議に出席し、必要な情報を収集する。
- (2) 事務局は、町対策本部で得た情報等を正副議長に提供するとともに、正副議長は、正副議会運営委員長と協議のうえ、感染者の発生状況により「4 対応区分」を判断する。
- (3) 事務局は、対策会議が設置された場合、その内容や情報を対策会議に参加していない議員に提供する。
- (4) 議会事務局長は、対策会議に集められた情報を整理し、必要に応じて町対策本部へ情報提供を行う。
- (5) この指針に定めのない事項については、正副議長及び正副議会運営委員長が協議して対応する。

## 4 対応区分

議会は、新型コロナウイルス感染症の発生状況等により、次の3つの区分により段階的な対応とする。ただし、区分ごとの対応内容については、その都度対策会議等で協議し決定する。

### レベルⅠ

#### 「緊急事態宣言」発令中

##### ◇緊急性のある会議以外の開催自粛

緊急性のある会議の開催にあたっては、以下について徹底する。

- ・十分な換気の実施
- ・必要最小限の出席者
- ・効率的な会議運営（時間短縮）
- ・インターネットによる傍聴への誘導
- ・登庁前の検温の実施

### レベルⅡ

#### 町内で感染者が発生し、増加する可能性がある場合

##### ◇「対策会議」の設置

##### ◇緊急性のある会議以外の開催自粛

- ・レベルⅠの対応に加え、以下について実践する。
- ・定例会の延期（翌月へ繰り下げ）又は会期の長期間化
- ・説明員の最小化（農業委員会会長、代表監査委員の出席要求をしない）
- ・一般質問の実施方法を検討（書面答弁や時間短縮等）
- ・施設内の消毒強化

### レベルⅢ

庁舎内において感染者が発生し濃厚接触者が多数いる場合など、本庁舎で会議を行うと感染リスクが大きいと予想される場合

##### ◇緊急性のある会議以外の開催禁止

- ・レベルⅡの対応に加え、以下について実践する。
- ・定例会の延期及び開催場所の変更
- ・一般質問の実施方法を検討（時間短縮や中止等）

## 5 議員及び事務局職員の感染予防対策・発症した場合の措置等

議員及び事務局職員（以下「議員等」という。）の感染予防のため、新型コロナウイルスに関する基本的な知識を議員等及びその家族に手洗いの励行など、普段の日常生活においても感染予防対策に努めるよう周知・徹底するとともに、家族を含め感染しないための対策を実践する。

### (1) 感染予防対策

感染予防対策として次の事項の実践を求める。

- ① マスクの着用
- ② 手洗い、咳エチケット及び定期的な換気の徹底
- ③ 不要不急の外出の自粛
- ④ 登庁・出勤前の検温の実施
- ⑤ 発熱時の登庁・出勤自粛
- ⑥ エレベーターの使用自粛
- ⑦ 出張の原則禁止

### (2) 議員等が発症（疑い含む）した場合の措置

議員等が発症した場合（疑い含む）は、自己又はその家族が速やかに議員は事務局に、事務局職員は所属長に報告する。報告を受けた事務局又は所属長は、その旨を町対策本部に報告する。

#### 【発症した疑いがある場合】

- ・ 発熱や咳・くしゃみ等の症状がある議員等は、登庁・出勤を控え、電話等により事務局又は所属長に連絡を行い、療養に専念する。
- ・ 新型コロナウイルスに関する相談・受診の目安・受診方法は北海道HP、厚生労働省HPを参照すること。当てはまる症状の時は、保健所に設置されている帰国者・接触者相談センターに問い合わせを行いその指示に従う。

#### 【発症が明らかになった場合】

- ・ 発症が明らかになった議員等は、その結果を事務局又は所属長に報告し、療養に専念する。

#### 【登庁・出勤の再開】

- ・ 新型コロナウイルス検査の結果、陰性判定を受けた議員等は事務局又は所属長に報告し、承認を得て登庁・出勤する。

### (3) 議員等が濃厚接触者となった場合の措置

濃厚接触者と判定された議員等は、感染者との最終接触日から 14 日間の登庁停止とする。

濃厚接触者となった議員等は、保健所の指示に従い、自己の健康状態を把握するとともに速やかに事務局又は所属長に連絡する。事務局又は所属長は、議員等が発症した場合と同様に町対策本部に連絡を行う。

濃厚接触者となった議員等が、発熱、嘔吐、咳等の症状が出た場合は、保健所に連絡し、その指示に従い、結果を事務局又は所属長に報告する。また、症状が出なかった場合についても、事務局又は所属長に報告する。

濃厚接触者で発症せずに 14 日間が経過し、検査の結果「陰性」が確認され若しくは医師等から感染の可能性がないと診断された議員等は事務局又は所属長に報告し、承認を得て登庁・出勤する。

### (4) 時差出勤の実施

職場環境における 3 密を軽減、回避するために、必要に応じて事務局職員の勤務時間の割振を変更する。

変更の取り扱いについては、町対策本部に準ずる。

## 6 感染等発生時における議会運営

### (1) 議員が感染等した場合

#### ① 議会運営委員会の運営

##### ア 定足数が確保できるとき

欠席議員があっても、委員会は開催する。

##### イ 定足数が確保できないとき

- i 当日の委員会は流会となるので、新たな開催日を委員長が定める。
- ii その日において、議会運営上の協議や調整が必要となる場合には、役員会で対応を協議する。

##### ウ 正副委員長が不在となったとき

年長委員が職務を代行する（委員会条例第 11 条第 2 項）。

#### ② 本会議の運営

##### ア 定足数が確保できるとき

- i 欠席議員があっても、本会議は開催する。
- ii 開催日の変更検討
  - a 休会の日で開催する（会議規則第 10 条第 3 項）。
  - b 会期の延長（会議規則第 6 条）を行い、新たな開催日を決定する。

**イ 定足数が確保できないとき**

**i 会期の最終日でない場合**

当日の本会議は流会となるが、早急に議会運営委員会を開催し、開催日の変更等を検討する。なお、初日の場合には、再招集についても検討する。

**ii 会期の最終日の場合**

当日の本会議は流会となるが、早急に議会運営委員会を開催し、次のような対応を協議する。

- a 会期を延長する。
- b 直近の時期に臨時会を開催する。
- c 次期定例会で対応可能な議案等は先送りする。
- d 急施を要する案件は、執行機関と協議（専決処分）する。

**ウ 正副議長が不在となったとき**

仮議長を選挙し本会議を運営する（地方自治法第 106 条第 2 項）。

**③ 常任委員会及び特別委員会の運営**

**ア 定足数が確保できるとき**

欠席議員があっても、委員会は開催する。

**イ 定足数が確保できないとき**

- i 当日の委員会は流会となるので、新たな開催日を委員長が定める。
- ii 会期の最終日までに議案等の審査を終えられない委員会がでてくる場合には、継続審査の申出、会期延長等の対応を検討する。

**ウ 正副委員長が不在となったとき**

年長委員が職務を代行する（委員会条例第 11 条第 2 項）。

**(2) 事務局職員が感染等した場合**

**① 感染等が少数のとき**

事務局内の応援体制で会議（本会議及び委員会）を運営する。

**② 感染等が多数になったとき**

過去に事務局を経験した職員の任命等により会議を運営する。状況によっては、会議（本会議及び委員会）の開催日の変更等を検討する。

## 7 その他（委員会視察、研修会等）

### （1）委員会視察、研修会等の期間中に感染等した場合

- ① 正副委員長は、視察、研修会等を中止し、事務局を通じてその旨を議長に報告する。
- ② 参加議員等は、感染等の地域を所管する保健所の指示に従わなければならない。

### （2）委員会視察、研修会等の期間中に感染等が予想される場合

- ① 正副委員長は、感染等の状況に応じて、視察、研修会等の中止または延期の判断を行う。
- ② 委員会視察、研修会等の中止または延期の判断を行った場合、事務局を通じてその旨を議長に報告する。

### （3）外部からの視察、研修会等の対応

- ① 町内で感染等の状況にある場合又は、来庁自治体で感染等の状況にある場合は、視察、研修会等の受入を中止する。
- ② 視察、研修会等の受入を中止した場合、事務局はその旨を議長に報告する。
- ③ 外部からの対応については、町対策本部等と連携して対応する。